

交通事故による脳脊髄液漏出症患者の救済に向けた  
自賠責保険制度の改善を求める意見書

脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）は、交通事故やスポーツ外傷等、身体への強い衝撃により脳脊髄液が漏れ、頭痛やめまい、吐き気や倦怠感などの多種多様な症状が複合的に現れる疾患である。平成23年に国が「脳脊髄液漏出症画像判定基準・画面診断基準」を公表した後、平成28年に治療法として有効性が認められたブラッドパッチ（硬膜外自家血注入）療法が保険適用されるなど、診療体制の整備が進められてきた。

しかしながら、本疾患の後遺障害認定を巡っては、労災保険では障害等級12級に認定された事例が一定数存在する一方で、自賠責保険では的確な後遺障害認定が行われていないとの訴えが脳脊髄液減少症患者・家族支援協会から上がっている。

現在、自賠責保険においては、高度な専門的知見を要する高次脳機能障害に関する事案は専門医等による審査体制が整備されているが、脳脊髄液漏出症については同様の専門的な審査体制がなく、等級認定に係る調査内容や根拠資料の開示が不十分との課題も指摘されている。

こうしたことから、脳脊髄液漏出症の後遺障害等級が適切に認定され、患者が適切な保険金の支払いを受けることができるよう、自賠責保険における後遺障害等級認定の公平性・透明性を高めるとともに、専門的な審査体制の整備が求められている。

よって、国会及び政府においては、次の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 自賠責保険における脳脊髄液漏出症の後遺障害等級認定手続きについて、医学的知見を有する専門医等が審査に関与する体制を構築すること。
- 2 自賠責保険の後遺障害等級認定における審査過程の透明性を向上させるため、調査内容や根拠資料を被害者が検証可能な形で開示する制度を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2026（令和8）年3月26日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、  
国土交通大臣

（提出者）自由民主党、民主市民連合、公明党、日本共産党及び坂元・荒井所属議員全員  
並びに山口かずさ山口かずさ議員、未来さつぽろ成田祐樹議員、  
健康さつぽろ丸岡守幸議員、大地さつぽろ脇元繁之議員  
及び市民ネットワーク北海道米倉みな子議員